

～带状疱疹定期予防接種の説明～

1. 带状疱疹とは…

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した 水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。 带状疱疹は、70 歳代で発症する方が最も多くなっています。

2. 対象となる方（年度末時点の年齢）

- ① 65 歳の方
- ② 60～64 歳の方で、HIV 免疫不全のため日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方。
（詳細はお問い合わせください。）
- ③ 70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の方（令和 7 年度から 5 年間の経過措置になります）
- ④ 101 歳以上の方（令和 7 年度のみ経過措置となります）

3. 带状疱疹ワクチンとは

带状疱疹ワクチンには生ワクチン、不活化ワクチンの 2 種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン・ビケン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン・シグ リックス)
接種回数・方法	1 回（皮下に接種）	2 回（筋肉内に接種）
接種 スケジュール	—	通常、2 か月以上の間隔を置いて 2 回接種 ※病気等により、免疫の機能が低下した方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を 1 か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種出来ません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要 な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後 3 か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後 6 か月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は 注意が必要です。

その他、接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方等はいずれのワクチンをも接種出来ません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて 2 日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や、ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等は接種に注意が必要です。

4. 带状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン	不活化ワクチン
带状疱疹に対する ワクチンの効果 (報告)	接種後 1 年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、不活化ワクチンは9割以上と報告されています。

5. 带状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、不活化ワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	不活化ワクチン
70%以上	—	注射部位の疼痛
30%以上	注射部位の発赤	注射部位の発赤、筋肉痛、疲労
10%以上	注射部位のそう痒感・ 熱感・腫脹・疼痛・硬結	注射部位の腫れ 胃腸症状、悪寒、発熱
1%以上	発疹、倦怠感	痒み、倦怠感、全身疼痛

6. 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと中27日以上の間隔をあけて接種してください。

7. 接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

8. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないため、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、健康課予防係までご相談ください。

【お問い合わせ先】 東久留米市福祉保健部健康課予防係 ☎042-477-0030